

第27回講義 参考資料

参考判例等

- 1) 大判大7・4・13民録24輯669頁（取消しに基づく返還請求権の消滅時効。ただし解除の例）
- 2) 大判昭12・7・3民集16巻1089頁（盗品の取得費用の控除・否定説）
- 3) 高松高判昭37・6・21高民集15巻4号296頁（盗品の取得費用の控除・肯定説）
- 4) 最判昭38・12・24民集17巻12号1720頁・PⅡ269（金銭の運用利益の返還責任）
- 5) 最判昭39・1・24判時365号26頁・PⅠ299（金銭の占有と所有）
- 6) 最判昭55・1・24民集34巻1号61頁（不当利得返還債権の消滅時効期間）
- 7) 最判平3・11・19民集45巻8号1209頁・PⅡ268（利益の現存の主張・立証責任）
- 8) 最判平19・2・13民集61巻1号182頁・PⅡ196（過払金返還請求の利率）
- 9) 最判平19・3・8民集61巻2号479頁・PⅡ271（株式の無断売却と受益額）
- 10) 最判平21・11・9民集63巻9号1987頁（704条後段の損害賠償責任の性質）

共通の到達目標モデル案（修正案）

※今回もモデル案は、いささかレベルが低く設定されすぎている感じがします。

第2章 不当利得

第1節 不当利得の一般原則

- ◆不当利得がどのような制度であり、具体的にどのような場合に問題となるかについて、不当利得の根拠に関する考え方の対立に留意しながら、具体例を挙げて説明することができる。
- ◆不当利得債務者はどのような要件の下で、またどのような範囲で利得の返還義務を負うかを、具体例に即して説明することができる。